

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和3年6月8日(火)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中24名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 こんにちは。

本日は皆様ご多用の中、農業委員会総会に出席いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナのワクチン接種も始まり、感染者も少しずつ減ってきているようです。しかし、まだまだ油断はできませんので、皆様におかれましては、田植えの時期でもあり、大変お忙しいことと思いますが、引き続き感染予防対策の徹底をお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業委員会の令和2年度の事業報告と令和3年度の事業計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。
 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。
 それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第の第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、5番の木村憲正委員と6番の田中敏郎委員を、書記に事務局の村上浩徳技術主幹を指名いたします。よろしくお願いいたします。
 本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第9号議案、令和3年度事業計画(案)についてまでの9件です。
 議案の修正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案の修正をお知らせいたします。
 恐れ入ります、目次をご覧ください。
 目次のページの第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、修正でございます。件数18件とございますが、取下げがありますので、件数は16件でお願いいたします。同じ目次の合計のところは2件下がりましたので、152件を150件と修正をお願いいたします。
 取下げにつきましては、11ページの第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の17番と18番でございます。取下げのため斜線で消していただきますようお願いいたします。
 以上です。

議 長 初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請18件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
 それでは、1番、お願いいたします。

17番 眞鍋宣孝委員

 17番委員、眞鍋です。
 1番につきましてご報告いたします。
 1番は、経営拡張のため所有権移転の申請です。申請地には許可後、ゴーヤを作付される計画とのこと。
 以上1件、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろ

しくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、2番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、農地所有適格法人として使用貸借権設定の申請です。借人は市外でミニトマトを栽培されている農家で、許可後、申請地でライモを栽培される計画です。借人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。

3番は、第三者への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、タマネギ、キャベツ、ネギを栽培されている社会福祉法人で、申請地には水稻、露地野菜を作付けされる計画です。

5番は、甥への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、ブロッコリーを栽培されている農家で、申請地にはブロッコリーを作付される計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、ハウレンソウを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、ハウレンソウを栽培されている農家で、申請地には水稻を作付けされる計画です。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、2番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

8番から9番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農地所有適格法人で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、8番から9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番は、耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。譲受人は、耕作面積の基準を満たしておりませんが、不許可の例外規定の、「位置、面積、形状等から見て、隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地を、隣接する農地を現に

耕作している者が権利を取得するもの」に該当すると判断しました。譲受人は、水稲、施設野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして、11番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

11番と12番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を作付けされている農家で、申請地には水稲を作付けされる計画です。

12番は、姪へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲及びメロンを作付けされている農家で、申請地には水稲を作付けされる計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、11番、12番の地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。13番。

1 1 番 牧野正治委員

1 1 番委員、牧野です。

1 3 番から 1 8 番について、地区委員会での協議状況をご報告します。

1 3 番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、柿、繭美等を栽培されております。許可後は、繭美を作付される予定であります。

1 4 番は、所有権移転の申請で、親から子へ贈与されるものであります。譲受人は水稻、スイカを栽培されており、許可後におきましても、水稻、スイカを作付される予定であります。

1 5 番、1 6 番は関連です。いずれも経営拡張のための申請で、1 5 番が所有権移転、1 6 番が使用貸借権設定の申請であります。譲受人は、大豆、ナス等を栽培されており、許可後はジャガイモを作付される予定であります。

1 7 番は、農地所有適格法人が経営拡張のための貸借権を設定される申請です。当該法人は、水稻、スイカ、ナスの栽培をされており、申請地にはスイカを作付される予定であります。なお、申請地は一部を農業倉庫として利用されており、先月転用の許可を受けられております。今回は、残りの農地部分 7 8 5 m²について、3 条の申請をされたものであります。

1 8 番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、果樹、キャベツを栽培されており、申請地にはキャベツを作付される予定であります。

以上 6 件、先日の地区委員会で検討した結果、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、1 3 番から 1 8 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第 2 号議案、事業計画変更承認申請 1 件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1 番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきまして、ご報告します。

1番の申請人は、不動産の売買等を営む法人で、令和2年11月9日の総会で許可相当とした建て売り住宅への転用で、事業計画の変更があった申請です。変更内容は、当初の計画事業者が、経営上の理由により他の事業者へ承継させるものです。コロナ禍における理由も含まれているとのこと。事業計画者以外の変更はありません。なお、令和3年3月16日に開発許可と、同日転用許可を行っております。また、開発許可における許可日の変更はない旨、開発指導課に確認しております。事業計画変更承認申請と同時に5条申請が提出されております。

以上、計画変更はやむを得ないとのことでございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請4件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、農家住宅への転用許可申請です。申請地は中山間地の広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に農家住宅木造二階建て1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なもの判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

2番は、露天駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住し、業務上必要な施設と判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請者が営む情報システム管理業務会社の来客用駐車場9台、自家用駐車場5台及び転回スペースに使用予定で、妥当な面積と判断されます。申請地の一部を無断で駐車場として使用しており、始末書が添付されております。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は令和3年6月20日から令和4年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

3番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、ドッグラン及び駐車場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は他地目含む総事業面積2,768.47㎡にドッグランと利用者用駐車場15台を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、無断で転用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。

4番は、敷地拡張の転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。

1種農地は原則不許可ですが、既存施設の2分の1を超えない宅地拡張に該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は既存面積305㎡の拡張であり、既に住宅の一部として利用しており、妥当な面積と判断されます。なお、無断で転用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、3番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請16件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いいたします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番につきましてご報告します。

1番は、第2号議案、事業計画変更承認申請で審議いただいた不動産の売買等を営む法人が、所有権移転し、建て売り住宅へ転用する申請です。農地区分は市街化の傾向が著しい区域内で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える第3種農地と判断されます。土地利用計画は建て売り住宅13棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断しております。資力、信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。工期は令和4年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発行為は必要な案件であります。令和3年3月16日に開発許可が下りており、許可の変更はないと開発指導課に確認をしております。事業計画の計画者以外の変更はありません。

以上1件、事業計画に変更がないことから、立地基準の面、一般基準の面、基準として転用許可基準を満たしているとのことをご報告しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、1番については、転用面積が3,000㎡を越えますので、申請どおり許可相当として、農業会議で意見を聴取することといたします。それでは、2番、お願ひいたします。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

2番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、不動産業等を営む法人が、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積300㎡に建売住宅、木造二階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金

計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのこと。工事期間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

3番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は転用面積112㎡の普通車両3台分の駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

4番、5番は、関連で、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は他地目を含む総事業面積381.28㎡に、現状面積75㎡に個人住宅木造二階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。ただ、以前より宅地化して利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は令和4年4月30日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

6番は、農作物の生産、加工、販売等を営む法人が使用貸借権設定による農業用倉庫及び農業用資材置場への転用許可申請です。農地区分は農用地区域内にある農地で、原則不許可ですが、農業政策課からの農業振興地域整備計画の用途区分変更通知が添付されており、不許可の例外規定の「農用地利用計画において指定された用途に供するために行うもの」に該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は転用面積981㎡に農業用倉庫1棟、農業用資材置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和3年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

7番は、不動産業等を営む法人が所有権移転による建売住宅への転

用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は他地目含む総事業面積287.68㎡で、転用面積259.68㎡に建売住宅木造二階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。ただ、砂利敷きされ、以前に貸車両置場として利用された経緯があり、今後、そのようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は令和3年10月10日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

8番、9番は関連で、親子間の所有権移転及び親戚間の使用貸借権設定により農家住宅及び農業用倉庫への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の地域内にあり、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の、集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、転用面積697㎡に農家住宅木造平屋建て1棟、農業用倉庫の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年2月28日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

10番は、親子及び孫間の使用貸借権設定による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地で、区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は転用面積1,080㎡に農家住宅木造二階建て1棟、農業用倉庫の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は、砂利敷きされ、以前より駐車場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は令和3年11月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上9件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、

今回の申請は妥当なものとの判断をいたしました。ご審議方、よろしく
お願いいたします。

議 長 お疲れでした。
ただいま、2番から10番まで地元委員よりご報告がございました
が、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、11番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

11番、12番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告い
たします。

11番は、不動産等を営む法人が、所有権移転による建売住宅へ
の転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の
区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許
可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置さ
れるもの」に該当すると判断され、代替地についても検討されてお
ります。土地利用計画は、転用面積218㎡に建売住宅、木造2階建て
1棟の計画で、転用面積としては適正なものとの判断されます。資金計
画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。
開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指
導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期
間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに工
事に着手されることを確認致しております。

12番は、不動産等を営む法人が、所有権移転による建売住宅へ
の転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の
区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許
可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置さ
れるもの」に該当すると判断され、代替地についても検討されてお
ります。土地利用計画は、転用面積244㎡に建売住宅、木造平屋建て
1棟の計画で、転用面積としては適正なものとの判断されます。資金計
画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。
開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指

導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和4年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認致しております。

以上2件について、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、11番から12番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

13番から15番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

13番は、農地を所有権移転し、貸し資材置場へ転用する申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地の検討もなされております。土地利用計画は、譲受人が営む自動車修理業の事業拡大に伴い、申請地1,465㎡に大型ボデー18台、中型ボデー6台、小型ボデー10台、タイヤ、部品などの置場として同法人へ貸し付けるものであり、転用面積は適当なものと判断いたします。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和4年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

14番と15番は関連で、不動産業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。建築条件付売買予定地とは平成31年3月に新たに創設された制度です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は他地目含む総事業面積1,972.00㎡に建築条件付売買予定地8区画を整備される計画で、転用面積としては適当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発

許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と事前協議中とのこと。工事期間は令和5年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、13番から15番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

16番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

16番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地に木造二階建て住宅1棟、121.79㎡を建設される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等も問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課の事前協議への申請中とのこと。工事期間は令和4年7月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
17番、18番は取下げです。
続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。
この件につきましては、事務局より内容の説明、お願いいたします。

事務局 第5号議案、第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。
まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（3号）についてご説明いたします。
1番、所有権移転ですが、明細13ページの1番から22ページの26番までの合計26件で、12件が公社からの売渡し、13件が公社による買取り、1件が相対での売買です。面積は26件合わせまして、田の5万926㎡、畑の1万1,848㎡、合計で6万2,774㎡で、売買の価格は備考欄記載のとおりとなっております。
次に、2番の利用権設定の新規設定分です。明細の22ページの27番から37ページの57番までの合計が31件で、契約期間別では、6年未満が13件、10年以上が18件で、面積は31件合わせまして、田の7万819㎡、畑の5万8,978㎡、合計の12万9,797㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、果樹、畑作物、飼料作物、施設野菜、露地野菜、麦です。
次に、再設定分です。明細の37ページの58番から44ページの75番までの合計が18件で、契約期間別では、6年未満が14件、10年以上が4件で、面積は18件合わせまして、田の3万1,208㎡、畑の7,985㎡の合計が3万9,193㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、果樹、露地野菜となっております。
続きまして、第6号議案です。
45ページの表をご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規の設定分となります。明細の46ページの1番から56ページの34番までで、契約期間別では、6年未満が6件、10年以上が28件で、面積は34件合わせまして、田の5万3,829㎡、畑の2万4,769㎡の合計が7万8,598㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物を予定されております。
以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いいたします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番と2番につきましてご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地4筆を願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

2番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対象農地1筆について願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上2件、どちらも願出人自らが引き続き農業経営を行っており、証明することには何ら問題がないことを確認しております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番と2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

次に、報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。1番から8番までの合計111件となっております。件数のみ報告します。以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、第8号議案、令和2年度事業報告について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 別冊で、第8号議案、令和2年度事業報告書についての冊子をお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。第1、事業総括になります。1の農地等の利用の最適化の推進活動では、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進及び非農地化判断の適正な実施を行ったところでございます。2の農地法より農業経営基盤強化促進法関係では、法に基づく許認可等の業務を適正に行ったところでございます。

2ページをお願いいたします。第2、事業概要を記載しております。

2ページから4ページは、総会の開催状況を記載しております。

5ページでございますが、5ページは、委員会、役員会及び各専門委員会の開催状況を記載しております。

6ページをお願いいたします。6ページは、農地法第3条、4条、5条、許可不要及び18条の許可申請や届出についての実績を記載しております。

次に、7ページから8ページの上段までですが、農業経営基盤強化促進事業の実績を記載しております。農業経営基盤強化促進法に基づく担い手への農地集積について、権利等の種類ごとに記載をしております。

また、8ページの(イ)でございますが、農地移動適正化あっせん・譲受け等公社数を、(ウ)では、認定農業者数を各区ごとに記載しております。(4)の中間管理事業といたしましては、担い手への農地の面的な集積を図った実績を記載しております。(5)は、農業者年金の業務について内容を記載しております。

飛びますが、10ページをお願いいたします。10ページに、農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化の推進業務でございます。(1)の担い手への農地利用の集積・集約化、

(2)の遊休農地の発生防止・解消、(3)の新規参入促進、(4)では、平成30年度から取り組み始めました非農地化判断の適正な実施を行ったところでございます。また、(5)の違反転用への適正な対応も行ったところでございます。

次に、11ページでございます。3、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づく業務といたしまして、田畑売買価格等に関する調査をはじめとする各種調査事業の実施や情報宣伝活動といたしまして、ホームページへの記載など、効果的な活用に取り組んだところでございます。また、全国農業新聞普及啓発も行ったところでございます。

次に、12ページをお願いいたします。12ページから19ページは、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価になります。これは、これまでご説明いたしました令和2年度の業務内容を熊本県に報告するための様式で、実績数値等を記載しているものでございます。

12ページは、1の農業委員会の状況といたしまして、本市農業の概要と農業委員会の体制を令和2年4月1日現在で記載しております。

13ページは、担い手への農地の利用集積・集約化といたしまして、令和2年度の目標及び実績を記載しております。

14ページでございます。14ページは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、令和2年度の目標と実績、目標達成に向けた活動を記載しております。参入実績は10経営体で7haとなっております。

15ページは、4、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。令和2年度は対象目標30haに対して6haの解消が図られております。

16ページでございます。16ページは、5、違反転用者に対し、是正指導など適正な対応を行った旨を記載しております。

第8号議案の説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、事務局から令和2年度事業報告について説明がありました。この報告について、何かご意見等はございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　ありがとうございます。意見がないようですので、第8号議案、令和2年度事業報告については、事務局の説明どおり承認することに決

定いたします。

次に、第9号議案、令和3年度事業計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、別冊で、第9号議案、令和3年度事業計画（案）についての冊子をお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。第1の事業方針でございますが、今年度の1、農地等の利用の最適化の推進、2、熊本市農地利用最適化推進チームによる活動の推進、3、非農地化判断の適正な実施、4、農地法等に基づいた法令業務について適正な処理の4つを基本的な事業方針としたいと考えております。

2ページをお願いいたします。第2の事業概念になります。1の農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく法令4でございますが、（1）の会議の開催から、3ページの（9）の証明発行業務まで、昨年度と同様、適正な業務の執行を執り行ってまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、現地調査及び確認、案件の審議並びに地元でのいろいろな相談の受付など多種多様な業務もお願いすることになりますが、引き続きよろしくをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。2の農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用最適化の推進業務でございます。この業務は、平成28年度より必須業務として位置づけられているものでございます。熊本市農地利用最適化推進チームで組織的に活動を行いまして、担い手の農地利用の集積、集約化を図りますとともに、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進及び平成30年度から取り組んでおります非農地化判断の適正な実施について、今年度も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5ページの3、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づく業務についてでございますが、令和3年度も調査事業及び情報宣伝活動を積極的に執り行ってまいりたいと考えております。

次に、6ページから8ページについてでございますが、これは、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。記載項目につきましては、熊本県へ提出する報告書と同じ内容となっております。

6ページの1、農業委員会の状況を、7ページの2の担い手への農地の利用集積・集約化について、現状と令和3年度の目標を記載しております。

同じく7ページの3の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

を記載しております。令和3年度の目標といたしましては、新規参入は33経営体、32haを目標としております。

続きまして、8ページをご覧ください。4、遊休農地に関する措置でございます。現状の遊休農地は150haでございますが、この遊休農地に係る令和3年度の目標といたしましては、対象面積を36haに設定しております。この取組の強化をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、8ページ下段の5、違反転用の適正な対応でございます。違反転用者に対して、引き続き解消に向けた是正指導を積極的に行うこととしております。

以上で、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、事務局から、令和3年度事業計画（案）について説明がありました。これについて、ご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということでございます。第9号議案、令和3年度事業計画（案）については、原案のとおり承認することに決定いたします。以上をもちまして、本日予定しておりました議事につきましては全て終了いたしました。

次に、次第5の報告事項です。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 私のほうから、資料の左上に報告事項と書いてあります資料のご説明をさせていただきます。7ページまでございます。

まず、1ページ開いて左側のページをご覧ください。こちらは令和3年度の農業委員会事務局の予算になっております。令和3年度の年間予算は歳入歳出とも3億5,248万1,000円になっております。

まず、歳入予算ですが、一番上、農業委員会補助金、こちらは熊本県からの委員さん方の報酬や機構集積支援事業など、農業委員会が行っている事業に対する補助金でございます。この補助金が1,971万2,000円となっております。その下、農業者年金業務委託手数料が288万7,000円、その下、農業公社や農地中間管理機構、農地バンク、こちらの業務の受託に係る手数料が50万6,000円となっております。また、その下、農業委員会手数料は、これは農業委員

会の窓口で交付いたします1件当たり300円の農地に関する証明手数料の収入でございます。17万円を計上しております。最後に、歳入の下から2番目に県の権限移譲事務市町村交付金とありますが、農業委員会で、農地転用許可に係る権限を県から移譲されておりますので、その分の事務交付金として522万1,000円を予定しております。

次に、歳出予算ですが、一番上の人件費、これは職員の人件費になりますけれども3億80万4,000円、その下の管理運営費、これは委員さん方の報酬が主になりますが4,761万6,000円を計上しております。また、その下の5行にあります各事業、全て主に事務費になりますが、それぞれに係る事業の経費として記載の金額を計上しております。最後に歳出の一番下に、農地台帳データ取込み経費として、今年度新たに35万円8,000円を計上しております。これは、市の固定資産税課が3年に1回航空写真データを更新しておりますが、今回、その航空写真データを農業委員会が利用しております農地台帳システムに取り込むための経費でございます。

予算についての説明は以上になります。

次に、2ページをご覧ください。こちらは、熊本市の賃借料情報でございます。令和2年4月1日から令和3年3月31日までの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画により報告された10a当たりの年額での賃借料でございます。

次に、3ページをご覧ください。こちらは、令和3年6月1日現在の農業委員会の組織図でございます。農業委員が24名、農地利用最適化推進委員は1名欠員の47名ということで記載をしております。

次に、4ページが、農業委員さんの名簿になります。

その次、5ページと6ページには、農地利用最適化推進委員さんの名簿を掲載しております。

一番最後、7ページには、事務局と各分室の担当業務の事務分掌を記載しております。

以上で、報告事項の説明を終わりますが、賃借料情報と両委員さんの名簿については市のホームページでも公表をさせていただいておりますので、そちらも併せてお知らせをしておきます。

私からは以上です。

議 長

ありがとうございます。

次に、次第6のその他です。事務局より説明をお願いいたします。

それでは、農業振興班よりご説明をいたします。

お手元に、専門委員会についてという資料がありますので、そちらをご覧ください。熊本市の農業委員会の運営に関する規定と、専門委員会の設置要綱を抜粋して、こちらの資料に載せてもおります。

熊本市農業委員会の運営に関する規定の第7条に、委員会に次の表の左欄に掲げる専門委員会を置き、それらの専門委員会の協議事項は、同表右欄に掲げるとおりとするということが記載してありまして、3つの専門部会を置くということになっております。また、それぞれの設置要綱には、任期はそれぞれ3年で、農業委員と推進委員の両委員の在任期間中となっておりますので、今年4月の任期満了と改選によって、こちらの専門委員会のメンバーも再度選出していただく必要がございます。各専門委員会の内容について、簡単に説明をさせていただきます。

まず、農地利用最適化推進専門委員会は、農業委員さん9名と農地利用最適化推進委員さん9名の計18名で構成する組織となっております。主な活動内容として、人・農地プランに基づき農地の利用集積や集約化を図るといったのが一つあります。また、遊休農地の調査とその利用調査、新規就農者への支援、この3つの内容が主な活動内容となっております。

次に、農業振興専門委員会は、農業委員9名をもって組織するとなっております。主な活動の内容としまして、昨年もされたと思うんですけども、復興の絆プロジェクトによるヒマワリの植えつけ、これはイベント推進課と連携してやっております。あと、委員の発案によって、市長事務局などに提案などができますので、その発案の検討及び協議と調整です。あと、タマネギ等を作付けして、委員さんと推進委員さんの親睦を図るとともに、地域の幼稚園とか保育園とか学校にそれを提供して食育活動をしていくというのが、活動内容となっております。

続いて、農業者年金等専門委員会ですけれども、こちらも、同じように、農業委員さん9人をもって組織するとなっております。主な活動内容としまして、推進部長というのが推薦を予定しておるので、そちらに立っていただくとともに、農業者年金の加入促進活動をしていただくと。それに付随しまして、全国農業新聞の購読促進もしていただくということが、専門委員会の要綱に記載されております。

今後のスケジュールについて、先ほどの役員会でも提案させていただきましたけれども、今月の末から始まる地区委員会において選出していただいて、委員の決定を7月の総会のときに行って、その総会

の終了あたりに第1回の専門委員会を開催して、委員長と副委員長を選出していただいて、昨年の活動の実績の報告とか、今年度の活動の計画とかを立てさせていただければと、こちらとしてはお願いしたいところではあります。また、これは、こちらの提案ということでもありますので、各地区委員会に伝えていただいて、ちょっとやりにくいということであれば、この要綱も随時改正ができるものでありますので、その辺も、ちょっと読んでおいていただいて、次の地区委員会で活発な意見を出していただければと思っております。

私からは以上です。

議長 事務局の説明がありましたけれども、最適化推進専門委員とか、農業振興委員とか年金専門委員、農業委員が9名、9名、10名と記載してありますけれども、9地区ありますのでそこから1人ずつということでございます。でも、地区に2人しかいらっしやらない地区もございまして、その方を重複しても構わないんじゃないかなと思いません。それと、農地利用最適化推進委員9人をもって組織するとありますので、9地区から1人ずつ選出でお願いいたしますということではないかなというふうに思います。7月の地区委員会でおおむね決定していただくならばというふうに思います。それから、8月の総会のとときに、委員長、副委員長を決定するならばということでございます。それでよろしいですか。

一同 異議なし。

1番 谷口憲治委員

事務局長にお願いなんですけれども、必死に一番動いている調査委員会の位置づけはどうなっていますか。今の3委員会のほかに、実質一番やるというのは調査委員会がやるということになる。これも要綱の中に位置づけたらどうでしょうか。

事務局 さっきの役員会の終わり際に少し言おうかなと思っておりましたが言い損ねまして、今、谷口副会長からありましたように、18条の1項の調査委員会、これはいわゆる合意解約ではない、片方側からの一方的な解約が出た場合、それを農業委員会が許可するというふうになりますので、そのための調査委員会というのを設置しております。現在は5名で組織しておりますが、実は、今日の総会で、それも一緒にお諮りしようと思っておりましたけれども、今、その調査委員会の設置要綱の人数、はっきり5名と

は書いてありません。どうやって5人に決めたのか分からないので、要綱を見直して、次の役員会・総会には設置要綱を出させていただきたいと思います。今、専門委員会の中にこれも入れたらどうかということですが、法的要件を見るのが調査委員会ですので、若干、私は違うかなと思うんですけども、その辺も含めて、次回の役員会・総会できちんと文書化した後、お諮りしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 事務局のほうから、今の案を練っていただきまして、文書化して出されますので、そのときはよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において決議されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございます。それでは、これにて閉会いたします。

閉会 午後 4時 20分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年6月8日

議 長 福原 幸一

署名委員 木村 憲正

署名委員 田中 敏郎

書 記 村上 浩徳